

区分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費 事業の内容	事業主体	交付対象経費	交付率 又は交付額
1 里山林整備事業	(1) 地域で育み未来につなぐ里山林整備事業 地域提案による里山林の整備による、同林の価値を掘り起こし、継続的な管理の促進を図る事業 <b>【整備対象森林】</b> 住宅地周辺にあり、地域住民による利用が見込まれる事業についての計画がされた <b>【整備対象森林】</b> (2) 通学路や住宅地周辺の安全・安心を確保するための里山林整備事業 児童生徒が通学路等として利用する可能性の高い道路又は住宅に近接する山林であって、当該道路等から片側 50m(両側で最大 100m)以内の区域の蔽化した見通しの悪い山林 <b>【整備対象森林】</b> (3) 野生獣被害軽減のための里山林整備事業 野生獣被害が発生又は発生のおそれのある田畠・住宅地に隣接する山林の整備により、野生獣を人里に近づけない環境を整備する事業 <b>【整備対象林】</b> 野生獣被害が発生又は発生するおそれのある田畠から 100m以内の蔽化した見通しの悪い山林	森づくり活動団体(※事業地及びその周辺に存する自治会等で左記整備対象森林の公的機能の影響を直接受ける地域住民を主体とする団体、里山林整備に対するNPO法人、社会貢献活動を行う企業等とし、規約・規定款等により当該団体の位置づけが明確になっている団体。)	整備後は、継続して適切な管理を実施するごとに森づくり活動団体の育成・活用に努めること 交付期間満了後ににおいても、継続的に維持管理が行われるよう人材・資金確保等の計画を記載した「維持管理方針」を策定・履行すること 事業区域を里山林として維持するため、土地の形質変更を行わない旨の協定(10年間)を土地所有者と市町村が締結すること 野生獣被害が発生するおそれのある田畠・住宅地に隣接する山林の整備により、野生獣を人里に近づけない環境を整備する事業 <b>【整備対象林】</b> 野生獣被害が発生するおそれのある田畠から 100m以内の蔽化した見通しの悪い山林	10/10以内 森林整備費及び次の事務費 賃金 報奨費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料 購入・補償費、職員人件費、施設の維持管理費、国庫補助及び県単独補助事業の市町村負担額に係る経費を除く。 1ha当たり、5年間で1,000千円 1ha当たり、5年間で1,000千円 1年目は、1ha・1年間当たり 250千円 2~5年目は1ha・1年間当たり 50千円 1年目は、1ha・1年間当たり 260千円 2~5年目は1ha・1年間当たり 50千円

区分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費	事業要件	交付対象経費	交付率 又は交付額
2 里山林 管理事業	(1) 里山林管理事業 前項の里山林整備事業において整備された 山林の維持管理を図る事業	森づくり活動団体 (※第1項目里山林 整備事業に同じ)	交付期間満了後において も、継続的に維持管理が 行われるよう人材・資金 確保等の計画を記載した 「維持管理方針」を策定・ 履行すること	森林整備費及び 森林整備に係る 次の事務費 賃金 報奨費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料 里山林整備事業において 締結したと土地の形質の 変更を行わない旨の協定 を里山林管理事業の交付 期間満了予定期日まで延 長すること

区分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費 事業の内容	事業主体	事業要件			交付対象経費 又は交付額
			活動の対象地域	賃金 報奨費 旅費	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 保険料	
3 森づくり支援事業	(1) 森づくり活動推進事業 森づくり活動の実施及び森づくり活動を促進する取組で次に掲げるもの ① 地域住民の森づくり活動への参加を促進するための打合会等の開催や普及啓発活動 ② 森づくり活動団体等の組織化及び普及啓発活動 ③ 森林の重要性の理解促進を図る活動、森林観察会等の開催  (2) 森林環境学習活動 森づくり活動の普及促進を図るための児童を対象とする森林学習活動の実施及びその促進を図るために掲げるものの取組で次に掲げるもの ① 学校林等の身近な森林環境学習フィールドの整備 ② 森林教室及び森づくり体験活動の実施 ③ 森林環境学習指導者の派遣 ④ 森林環境学習推進ための普及啓発 (3) その他地域の創意工夫を凝らした特色ある取組	森づくり活動団体 (※第1項里山林整備事業に同じ) その他市長が認める団体	は市有林とすること 木材使用の場合 は、鹿沼産材または鹿沼産森林認証材を使用すること こと	賃金 報奨費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 保険料	10/10以内 ただし、1年間当たり200千円とする。	10/10以内 ただし、1年間当たり200千円とする。  備品購入費(普及啓発に係るものに限り る。)  森林整備の重要な理解促進を図り、森づくり活動を普及させる取組であること  ただし、職員人件費、管理者のある施設の通常の維持管理に要する経費、先進地視察や研修受講等の自己啓発に係る経費、国庫補助及び県単独補助事業の市町村負担額に係る経費を除く。